所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年11月13日 大津地方法務局彦根支局 登記官 中 村 直 樹 記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1602-2024-0029号	大上郡多賀町大字多賀字寺屋敷1165番1
第1602-2024-0030号	大上郡多賀町大字多賀字四ツ屋町1187番